

第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）に対する意見に対する回答

【個別意見】

該当ページ	項目	意見	回答
	計画全体	子ども・子育て支援事業という公共サービスに対し、受給者の「分任」に対しての視点が薄い。保護者等の責任や努力義務への働きかけの視点も欲しい。	子ども・子育て支援事業のみならず、市が提供する行政サービスについては、そのサービスに伴う負担を分任すべきものであり、その考え方については亀山市まちづくり基本条例に規定されております。また、子ども・子育て支援法では、市は、子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を作成することとされています。国の示す意義の1つに、「保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、環境の変化等を踏まえ地域や社会が保護者に寄り添い支援していくことで子どものより良い育ちを実現することにつなげること」とあることから、基本目標2「多様な主体に支えられ、子育てがつながるまち」の「(2) 主体的な子育ての促進と子育て世帯のつながりづくり」におきまして、保護者の子育て力の強化支援等を記載するものでございます。
	計画全体	加速的に進展しているITやSNS等の情報手段の活用に関しての適正利用やチェック機能の視点が欲しい。	本計画における情報手段の活用につきましては、亀山公式LINEの活用や園でのICTを活用した取組等、市から子育て世帯に向けての情報発信や園においての活用についての目標を掲げ、法令を遵守し実施していくものでございます。子どものSNSの利用についてのチェック機能の視点の直接的な位置付けについては、検討してまいります。
	計画全体	「笑顔が輝く、交流が進む」ためにルールや約束を守るといった「規範」を育て、推進していく支援事業であって欲しい。	子ども・子育て支援法が目指すのは、必要な支援を行うことで、「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること」であり、その目的達成のために子どもの最善の利益が実現する社会を目指すことを基本としております。これはこども基本法にも通ずる考え方であり、子ども・子育て支援事業計画は、「全ての子どもが健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す」というこども基本法の目的に基づき施策を推進していくものでございます。
	計画全体	ひとり親家庭の自立支援策について 現行の第2期計画においては、ひとり親家庭の自立支援策に関する具体的な記載が不足している。第3期計画では、ひとり親家庭の経済的安定や生活環境の向上を支援するための施策を明記し、ひとり親家庭の自立促進を重要な柱として位置付けるべきである。	第3期子ども・子育て支援事業計画は、ひとり親家庭自立促進計画を包含する計画としておりますことから、基本目標3「子どもを明るい未来へつなげるまち」の「(3) 自立した生活基盤づくりへの支援」の施策の方向性におきまして、ひとり親家庭への経済的支援や援助機能、自立に向けた支援についての施策の方向性を位置付けることとしております。

第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）に対する意見に対する回答

【個別意見】

該当ページ	項目	意見	回答
	計画全体	子どもの意見を反映する仕組みの強化 「こども基本法」及び「子どもの権利条約」の理念を踏まえ、施策に子どもの意見をより積極的に反映する仕組みの構築が求められる。現在実施されているアンケート調査に加え、子どもたち自身が政策形成に参加できる場を提供する必要がある。	これまででも子どもの意見を市の事業へ反映するための意見聴取は行っておりますが、今後につきましても、子どもに関係する施策を策定する際などにおいて子どもの意見を積極的に施策に反映するため、子どもが意見を表明する場や機会を確保するよう努めてまいります。
	計画全体	官民連携による児童発達支援センターの設置 今春から予定されている民間事業者による児童発達支援センターの設置は、本市の子ども・子育て支援事業にとって大きな進展をもたらす。第3期計画においては、亀山市と民間事業者の官民連携による児童発達支援センターの具体的な役割や運営方針を明確にし、新たな事業として位置付けるべきである。	基本目標2「多様な主体に支えられ、子育てがつながるまち」の「（1）切れ目のない細やかな子ども支援の推進」の施策の方向性において、民間の児童発達支援センターや障がい児通所支援事業所等と連携した本市の児童発達支援体制について位置付け、取り組んでまいります。
	計画全体	本計画には、「子どもの貧困対策」「ひとり親家庭自立促進」の計画が含まれているとされているが、最終ページの基本目標の中で読み取れないのでは、わかりやすく明記すべきである。	子どもの貧困対策及びひとり親家庭自立促進につきましては、基本目標3「子どもを明るい未来へつなげるまち」の「（2）自立に向けた支援体制の充実と確保」及び「（3）自立した生活基盤づくりへの支援」の施策の方向性において位置付け、取り組んでまいります。

第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）に対する意見に対する回答

【個別意見】

該当ページ	項目	意見	回答
	計画全体	こども基本法に規定されている「こども計画」を亀山市は策定するのか。子ども・子育て支援事業計画の位置付けが不明である。子ども・子育て支援事業計画が「こども計画」でないならば、本市の「こども計画」策定を急ぐべきではないのか。	子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき策定する計画で、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としております。また、こども計画は、こども基本法第10条におきまして、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう努めることとされております。次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的とするこども計画は、子ども・子育て支援事業計画を包含するものとして策定することができることから、本市におきましても、本計画を含めたこども計画策定に向け取り組んでまいります。
3	4. 計画の基本理念	「子どもの笑顔」を目標や基本理念に据えることに対する違和感がある。子どもに対して笑顔を強制しないとの考え方もあり、考え方直すべきである。	基本理念につきましては、平成27年度に策定した第1期子ども・子育て支援事業計画より培ってきた理念を引き継いでおり、子どもの目線に立ち、子どもにとって最善の利益が実現・保障され、一人ひとりの子どもが健やかにより良く成長することができる地域社会を目指して掲げられたものであり、この基本理念に基づき様々な施策を展開し、目標を達成してまいりました。この考え方は、昨今の社会情勢の中においても、子どもの育ち、子育てへの応援という点で普遍的でありますことから、この基本理念を本計画へ引き継ぐことといたしました。

第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）に対する意見に対する回答

【個別意見】

該当ページ	項目	意見	回答
5	6. 基本目標 1. 幼児教育・保育環境が充たされるまち	「就学前から小学校、中学校へとつながりのある成長の中のはじまりの時期において」とあるが、一つのことか分かりにくい。「地域資源を生かした亀山らしさのある魅力的な幼児教育・保育」は時期を限定して行うものではないので、時期を限定する部分は削除すべきである。	「はじまりの時期」とは、幼児教育・保育を始める時のことであり、子ども一人ひとりでその時期は異なることからこのような表記としております。 地域資源を生かした亀山らしさのある魅力的な教育・保育については、ご指摘のとおり時期を限定するのではなく就学後も進めていくものでございます。しかしながら、特に幼児期における、地域とのつながりや亀山らしい自然を生かした体験活動などの教育・保育は、亀山市保幼認小接続カリキュラムに位置付けております「子どもたちに身に付けさせたい3つの力」を育むものであることからこのような表記としたものでございます。
5	6. 基本目標 4. 子育ての希望がかなうまち	妊娠前から子育て期までの一貫した支援の中に、不妊・不育も支援する考えを入れるべきである。	基本目標4「子育ての希望がかなうまち」の「（1）妊娠期から始まる切れ目のない子育て支援体制の充実」の施策の方向性におきまして、出産の希望を支える支援として位置づけ、取り組んでまいります。
6	次期計画（案） 基本目標1. 幼児教育・保育環境が充たされるまち （1）幼児教育・保育に関する受入機能の強化	施設の再編と整備は従来の計画から大幅に遅延している。このことは、大きな財政負担を要しているといった危機感を持っていただきたい。	第2期子ども・子育て支援事業計画におきましては、施設の再編により認定こども園を整備する見込みとなっており、令和7年度に、民間保育所整備において認定こども園化を行い、その目標を達成する予定となっております。一方で、幼稚園については令和6年度末には2園減少、保育園については1園減少となっていましたが、現状においては再編までには至っておりません。このことから、第3期子ども・子育て支援事業計画の施策の方向性に位置付け、就学前教育・保育施設再編方針に基づき進めてまいります。
		保育士等の確保の必要性は全国的課題であるが、亀山市の今までの取組は能動的でないと感じております、早急な対応が必要である。	保育士の配置、確保に関しては、基本目標1「幼児教育・保育環境が充たされるまち」の「（1）幼児教育保育に関する受入機能の強化」の施策の方向性において、亀山市定員適正化計画との整合を図りつつ、公立保育所の専門職の正規化を図ることとしております。これまで、当市においては正規の保育士数の増員を図るため計画的な職員募集を行っており、また、令和7年度から会計年度任用職員の保育士等の専門職に係る報酬を大幅に見直すなどの対応を行っております。今後についても職員の確保に向けた取組を進めてまいります。

第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）に対する意見に対する回答

【個別意見】

該当ページ	項目	意見	回答
6	次期計画（案） 基本目標1. 幼児教育・保育環境が充たされるまち （2）亀山らしさを活かした魅力的な幼児教育・保育の実践	「亀山らしさを活かした」とあるが、亀山らしさがわからない。もう少し具体的な記述が欲しい。例えば、「亀山らしい自然環境を活かした教育・保育」とするなどの記述が欲しい。	亀山らしさとは、亀山市の持つ歴史資源や地産地消による給食の提供、教育委員会と福祉部門との職員の兼務体制の整備など、様々な市独自の子育て支援体制を指しております。それらの具体的な内容については、施策の方向性の中に位置付けてまいります。
6	次期計画（案） 基本目標2. 多様な主体に支えられ、子育てがつながるまち （3）多様な主体が支える子育て支援の充実	本論では「多様な主体」の各々の役割を明記していただきたい。	地域や社会が保護者に寄り添うことは子育てにおいて重要であり、子育てを支援していただく様々な地域や支援団体等がございますが、その支援の推進や促進について、基本目標2「多様な主体に支えられ、子育てがつながるまち」に位置づけるものでございます。多様な主体が支える子育て支援においては、地域や支援団体等の役割を計画に明記するというよりは、その主体の子育て支援の内容や多様な主体への活動促進・連携強化を施策に反映し、進めてまいりたいと考えております。
6	次期計画（案） 基本目標3. 子どもを明るい未来へつなげるまち	特に新たに加わった「子どもの貧困対策」について、経済的・文化的貧困の多くは「養育費未払い・泣き寝入り」が起因していると考えており、親権者の「養育費」に関し議論を深め新たな事業を立案していただきたい。	子どもの貧困対策及びひとり親家庭への支援につきましては、基本目標3「子どもを明るい未来へつなげるまち」「（3）自立した生活基盤づくりへの支援」において表記し取り組んでまいりますが、個別の事業実施については必要に応じて検討してまいります。